

○国立大学法人埼玉大学受託研究取扱規則

〔平成16年4月1日〕
規則第 20号

改正	平成16.10.1	16規則170	平成17.1.1	16規則188
	平成18.6.22	18規則112	平成20.8.7	20規則80
	平成20.12.26	20規則117	平成21.2.26	20規則128
	平成24.9.25	24規則34	平成25.9.30	25規則15
	平成26.3.28	25規則57	平成27.3.20	26規則86
	平成28.3.29	27規則80	平成28.9.29	28規則9
	令和4.3.17	3規則40	令和6.2.15	5規則47

(趣旨)

第1条 本学における受託研究の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「受託研究」とは、本学において民間等外部の機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて職務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 「研究担当者」とは、受託研究を担当する本学の教員をいう。
- (3) 「部局」とは、教育学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。
- (4) この規則において「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。
- (5) 「国等」とは、国、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体等をいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受入れるものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れの条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申し出があった場合には、学長は委託者と協議のうえ、中止を決定することができる。
- (2) 受託研究の結果、知的財産権（国立大学法人埼玉大学職務発明規則第2条第3号に規定する権利をいう。）の権利が本学に生じた場合には、これを委託者に無償で使用させ、又は譲与することはできない。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。
- (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、本学と委託者との間に別段

の合意がある場合を除き、返還しない。

(4) 本学において、やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を変更する場合においても本学はその責を負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知するものとする。

(5) 受託研究を完了し、又は受託研究を中止し、若しくはその期間を変更する場合において、受託研究に要する経費に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があった場合には返還するものとする。ただし、委託者からの申し出により中止する場合には、原則として受託研究に要する経費は返還しない。

なお、中止の理由が、本学が受託研究契約を履行できないことによる場合はこの限りではない。

(6) 受託研究の成果は、公表を原則とする。

2 前項によりがたい場合は、学長と委託者が協議して定める。

(申込み)

第5条 受託研究の申込みをしようとする者は、受託研究申込書（別紙様式1）を学長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第6条 受託研究の受入決定は、学長が研究担当の理事（以下「担当理事」という。）に委任するものとする。

2 担当理事は、受託研究の受入れを決定しようとするときは、あらかじめ研究担当者の意見を徴し、研究機構会議の議を経て決定するものとする。

3 担当理事は、受託研究の受入れの適否について、必要がある場合には、研究担当者が教育・研究を担当する部局長と協議するものとする。

4 担当理事は、受託研究の受入れを決定したときは、学長に報告するとともに、研究担当者が教育・研究を担当する部局長に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、前条第4項の報告を受けたときは、すみやかに委託者に受託研究受入決定通知書（別紙様式2）により通知するとともに、委託者と受託研究契約を締結し、その旨を研究担当者に通知するものとする。

(受託研究に要する経費)

第8条 受託研究を受入れるに当たって委託者は、受託研究遂行のために直接必要となる人件費、謝金、旅費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の経費（以下「直接経費」という。）及び直接経費の30%に相当する経費（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。

(委託費の徴収)

第9条 前条に規定する受託研究費は、第7条に規定する受託研究契約を締結した後、本学の発行する請求書により、委託者から徴収するものとする。

(研究の中止及び期間の変更等)

第10条 研究担当者は、天災その他研究の遂行上やむを得ない理由により当該研究を中止し、又はその期間を変更する必要があるときは、すみやかに担当理事に報告するものとする。

2 担当理事は、前項の報告を受けたときは、受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、委託者と協議のうえ、当該受託研究を中止し、又はその期間を変更することを決定し、その旨を学長へ報告するとともに、研究担当者が教育・研究を担当する部局長に通知するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、受託研究契約を解約し、又は研究期間変更の契約を締結するものとする。

(完了の報告及び公表)

第11条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、受託研究完了報告書(別紙様式3)により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、受託研究完了通知書(別紙様式4)により委託者に通知するとともに、研究担当者が教育・研究を担当する部局長に通知するものとする。

3 委託者への受託研究の成果の報告及び公表は、研究担当者が行うものとする。ただし、公表の時期及び方法について、必要な場合には、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、学長は、研究担当者の意見を徴し、委託者と協議して定めるものとする。

(特許出願等)

第12条 学長は、受託研究に伴い発明が生じた場合には、帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めること。なお、委託者より特許出願(外国出願を含む。)の要望があった場合には、委託者と協議のうえ、決定することができる。

(特許権等の実施)

第13条 学長は、受託研究の結果生じた発明につき、本学が取得した特許を受け権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「特許権等」という。)を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は公共性・公平性を著しく損なわないと認められる場合は、必要に応じて更新することができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第14条 学長は、前条の場合において、委託者若しくは委託者の指定する者が、

当該特許権等を優先的実施の期間中、その第2年次（この期間により難しい場合は、部局長と委託者が協議して定めた期間）以降において正当な理由なく実施しないとき、委託者及び委託者の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、委託者及び委託者の指定する者の意見を聴取のうえ、当該特許権等の実施を許諾することができる。

（実施料）

第15条 前2条の規定により当該特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

（実用新案権等の準用）

第16条 受託研究の結果生じた考案に係る実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、前4条の規定を準用する。

（秘密の保持）

第17条 学長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議のうえ、非公開とする旨、定めることができる。

（適用除外）

第18条 次の各号のいずれかに該当するときは、この規則の一部を適用しないことができる。

- (1) 国等の制度に基づく受託研究
- (2) その他特別な事情により学長が認めた場合

（その他）

第19条 この規則に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16.10. 1 16規則170）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17. 1. 1 16規則188）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18. 6.22 18規則112）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則80）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20.12.26 20規則117）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2. 26 20規則128）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 9. 25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25. 9. 30 25規則15）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26. 3. 28 25規則57）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 26規則86）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 9. 29 28規則9）

1 この規則は、平成28年9月29日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の規則により申込みを受けた受託研究の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 2. 15 5規則47）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

所在地
名 称
代表者

受 託 研 究 申 込 書

国立大学法人埼玉大学受託研究取扱規則第 4 条に掲げる条件を遵守のうえ、下記
のとおり受託研究を申し込みます。

記

1 研 究 題 目

2 研 究 目 的 及 び 内 容

3 研 究 担 当 者

4 受 託 研 究 経 費 円 (消費税及び地方消費税含む)
(うち、直接経費 円)
(うち、間接経費 円)

5 研 究 期 間

6 提 供 物 品

7 その他参考となる事項

埼 大 第 号
令和 年 月 日

(委託者) 殿

埼玉大学長 印

受 託 研 究 受 入 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで申込みのあった下記の受託研究について、受入れ
を決定しましたので通知します。

記

1 研 究 題 目

2 研 究 担 当 者

3 受 託 研 究 経 費 円 (消費税及び地方消費税含む)
(うち、直接経費 円)
(うち、間接経費 円)

4 受 託 の 条 件

5 その他必要な事項

令和 年 月 日

学長 殿

（研究担当者）

受 託 研 究 完 了 報 告 書

下記の受託研究が完了しましたので報告します。

記

- 1 委託者所在地・名称・代表者
- 2 研 究 題 目
- 3 契 約 年 月 日
- 4 完 了 年 月 日
- 5 受 託 研 究 経 費 の
執 行 済 額 及 び 残 額
- 6 委 託 者 へ の 研 究 成 果 報 告 報 告 済 / 報 告 予 定 (令 和 年 月 日)

埼玉大研第 号
令和 年 月 日

（委託者） 殿

埼玉大学長

印

受託研究完了通知書

令和 年 月 日付けで契約を締結した受託研究を完了したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究担当者
- 3 完了年月日
- 4 受託研究経費の
執行済額及び残額
- 5 研究成果報告（別途研究担当者より報告します。）